

施策評価の実施に関する要領

第1 趣旨

この要領は、鎌ケ谷市行政評価実施要綱（平成18年鎌ケ谷市告示第40号）（以下「要綱」という。）第12条の規定に基づき、施策評価を実施するために必要な事項を定めるものとする。

なお、要綱第5条第1号に規定する事前の評価を行う場合については、当該実施計画の策定要領等において、別途必要な事項を定めるものとする。

第2 対象

施策評価を実施する施策は、次に掲げるものとする。

- (1) 「基本構想」（平成12年9月28日鎌ケ谷市議会議決）に示された「施策の基本方向」を構成する別表第1に掲げる施策
- (2) (1)に掲げるもののほか、行政評価担当部長が必要と認める施策

第3 評価表の様式

評価表の様式は、別記様式のとおりとする。

第4 施策担当マネジャー

施策評価を円滑に行うため、施策担当マネジャーを置き、別表第2に掲げる職にある者をもって充て、それぞれの担当する施策は別表第1に掲げるとおりとする。施策担当マネジャーの職務は、次に掲げるものとする。

- (1) 評価表の作成。ただし、施策を構成する事務事業の所管課が単一の場合には、当該事務事業の所管課長に評価表の作成を委任することができる。
- (2) 評価表の作成にあたっての調整
- (3) その他施策評価に関すること

第5 評価表の提出

評価表は、施策担当マネジャーが作成・調整し、必要に応じて他の施策担当マネジャーとの協議を経た後、行政評価担当課へ提出する。

第6 評価表の調整

行政評価担当課は、施策担当マネジャーから提出を受けた評価表について、必要な調整を行う。

第7 結果の公表

施策評価の結果は、政策調整会議及び政策会議に付議し、必要な調整を図った後、市のホームページ等で公表する。

第8 結果の活用

施策評価の結果は、政策等の策定及び実施並びに予算、組織、定員管理、能力開発等へ活用するよう努める。

第9 委任

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年9月29日から施行する。

別表第1

施策番号	施策	施策担当マネジャー
1 1 1	地域で支えあう福祉社会の形成	健康福祉部次長
1 1 2	いきいきとした高齢社会の形成	健康福祉部次長
1 1 3	健やかに子どもが育つ児童福祉の推進	健康福祉部次長
1 1 4	社会参加に向けた障がい者（児）福祉の推進	健康福祉部次長
1 1 5	安心して暮らせる社会保障の充実	健康福祉部次長
1 1 6	健康を支える保健・医療の充実	健康福祉部次長
1 2 1	いきいきとした生涯学習の推進	生涯学習部次長
1 2 2	生涯スポーツ・レクリエーションの振興	生涯学習部次長
1 2 3	芸術・文化の振興	生涯学習部次長
1 3 1	豊かな人間性を育む幼児教育の充実	健康福祉部次長
1 3 2	生きる力を育てる義務教育の充実	生涯学習部次長
1 3 3	児童・生徒の健康と安全の確保	生涯学習部次長
1 3 4	高等教育の充実	生涯学習部次長
1 3 5	青少年の健全育成	生涯学習部次長
1 4 1	個性豊かなコミュニティづくり	市民生活部次長
1 4 2	市民生活を支える地域情報化の推進	総務企画部次長
1 4 3	男女共同参画社会づくり	市民生活部次長
1 4 4	世界と結びつく国際化の促進	総務企画部次長
2 1 1	環境保全の促進	市民生活部次長
2 1 2	循環型社会の構築	市民生活部次長
2 2 1	良好な住宅の整備	都市建設部次長
2 2 2	快適な公園・緑地環境の整備	都市建設部次長
2 2 3	うるおいのある河川・水路の整備	都市建設部次長
2 2 4	上・下水道の整備	都市建設部次長
2 2 5	環境衛生の充実	市民生活部次長
2 3 1	交通安全の推進	都市建設部次長
2 3 2	防犯対策の促進	市民生活部次長
2 3 3	防災対策の強化	市民生活部次長

2 3 4	消防力の強化	消防本部次長
3 1 1	広域交流拠点の整備	都市建設部次長
3 1 2	鉄道新線開業等に対応した新市街地の整備	都市建設部次長
3 1 3	質の高い既成市街地の整備	都市建設部次長
3 1 4	鎌ヶ谷市の魅力あふれるまち並みづくり	都市建設部次長
3 2 1	安全でゆとりある道路の整備	都市建設部次長
3 2 2	利便性の高い公共交通体系の充実	都市建設部次長
3 3 1	都市農業の育成	市民生活部次長
3 3 2	魅力ある商業の育成	市民生活部次長
3 3 3	活力ある工業の育成	市民生活部次長
3 3 4	安心できる消費生活の推進	市民生活部次長
4 1 1	地方分権と市民参加の推進	総務企画部次長
4 1 2	効率的で健全な行財政運営の推進	総務企画部次長
4 1 3	広域行政の推進	総務企画部次長

別表第 2

部局名	施策担当マネジャー
総務企画部	総務企画部次長
市民生活部	市民生活部次長
健康福祉部	健康福祉部次長
都市建設部	都市建設部次長
生涯学習部	生涯学習部次長
消防本部	消防本部次長

(別記様式 略)